

新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止に引き続きご協力を

栃木県医療危機警報
発出中!!

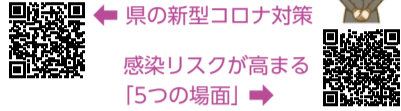
本県が緊急事態措置の対象区域に指定された1月13日の時点で、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数は約44人にも達していましたが、県民や事業者の皆さまの徹底した取組によって感染者は大幅に減少し(直近で約6人)、2月7日には緊急事態措置の対象であった11都府県のうち本県だけが除外されました。

しかし、現在でも本県の医療提供体制には大きな負荷がかかっています。脳卒中やがんの治療など一般医療への影響を最小限にするためにも、外出自粛や営業時間短縮等の取組によって感染者の発生を抑えていく必要がありますので、県民や事業者の皆さまには引き続きご協力をお願いします。

★印は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくもの

県民の皆さまへのお願い

- ★日中も含め、不要不急の外出自粛を
特に、緊急事態宣言の対象区域への往来、夜間(21時以降)の外出に注意
- ★マスクの着用や換気、3密回避、手洗いなど、**基本的な感染防止対策を徹底**
- ★感染リスクが高まる「5つの場面」にご注意を
「会話する=マスクする」運動を展開しています
- ★体調が悪い場合は、仕事は休む
- ★施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける
- ★外出時は、感染のリスクを避ける行動を
- ★ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)はこれらの取組を特に徹底



「会話する=マスクする」運動

会食時の飛沫感染を予防するため、「会話する=マスクする」を合い言葉にマスク着用の習慣付けを図ります。

カワスルハマススル



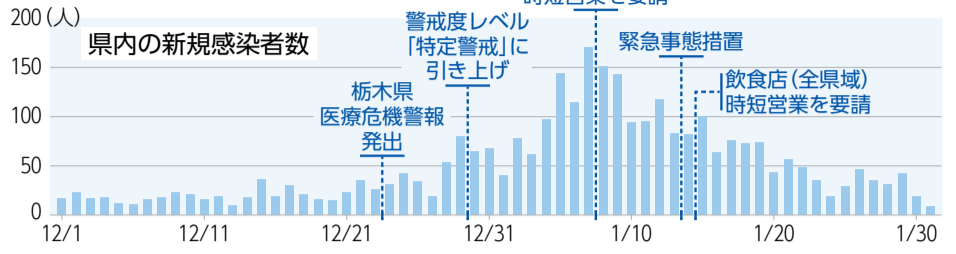
マスクを外す食事中は、会話を控えてください



会食中に会話をするときは、マスクをしましょう

食事だけではなく、職場での休憩時などでも実践しましょう

飲食店の皆さまは、このチラシの店内掲示にご協力ください



事業者の皆さまへのお願い

★以下の飲食店等は営業時間の短縮を(2月21日(日)まで)

営業時間	5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで
対象施設	(飲食店) 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ※宅配・テイクアウトサービスは除く (遊興施設等) バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

●以下の施設は21時まで(ただし、酒類の提供は11時から20時まで)の営業時間短縮にご協力を

遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く)、劇場、観覧場、映画館または演芸場、集会場または公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗(1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品または燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)、ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設または遊技場および博物館、美術館または図書館、サービス業を営む店舗(1,000㎡超。生活必需サービスを除く)

●以下の施設は人数上限5,000人かつ収容率50%以下となるようご協力を

劇場、観覧場、映画館または演芸場、集会場または公会堂、展示場、ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設または遊技場および博物館、美術館または図書館

★感染拡大防止のための適切な取組の実施 <業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底、「会話する=マスクする」運動への参加 など

★「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施

●在宅勤務や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を推進

●オンラインビジネスの推奨

●事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務の抑制

★イベント等を開催する際は、人数上限等の要件に沿った開催を



※2月8日時点で国において「まん延防止等重点措置」の対象区域が検討されています。対象区域になると、上記対策が変更となる場合があります。最新情報は県ホームページでご確認ください

事業者の皆さまへ 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金

協力金の概要や申請方法等についてご案内します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間の短縮にご協力いただいた飲食店(カラオケ店を含む)に対し、協力金を支給します。対象期間や支給額、申請要件など詳しくは県ホームページでご確認ください。 [栃木県 営業時間短縮協力金](#) [検索](#)

詳細はこちら



TEL 028-341-1787
受付時間 午前9時～午後5時
※3月19日(金)まで

新型コロナウイルスワクチンについて

最新情報はここからご確認ください

県ホームページ

首相官邸ホームページ

厚生労働省ホームページ

※掲載内容は、今後の状況により変更となる場合があります。ワクチン接種の実施主体は市町となりますので、お住まいの市町の広報などをご確認ください

現在、国において新型コロナウイルスワクチンの有効性・安全性、品質の審査が進められており、県でも、ワクチンが国内で承認され、供給準備が整った際に、円滑な接種が可能となるよう、市町と共にワクチン接種体制の整備を進めているところです。詳細が決定次第、随時県ホームページ等でお知らせします。

なお、ワクチンについては、接種による、発症・重症化予防の効果と副反応のリスクの双方について正しく理解した上で、自らの意思で接種を受けるかどうかを判断するものであり、接種は強制ではありません。

接種順位

ワクチンは徐々に供給が行われるため、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、国が決定した以下の優先順位に応じて接種を行うこととされています。

- 1 >> 新型コロナウイルス感染症患者等に頻繁に接する医療従事者等
- 2 >> 高齢者 (令和3年度中に65歳以上に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方)
- 3 >> 基礎疾患を有する方(高齢者以外)、高齢者施設等の従事者
- 4 >> 上記以外の方

※ワクチンの供給量に応じて年齢等がさらに細分化される可能性があります
※妊婦や子どもが接種の対象になるかどうかなどは、安全性や有効性の審査結果を踏まえて国が判断します

接種が受けられる場所

原則 住民票所在地の市町に所在する、ワクチン接種を受けることができる医療機関や市町が設ける会場

例外 やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している場合には、住民票所在地以外の医療機関等での接種が可能

- 市町への申請 必要 ●遠隔地へ下宿している学生 ●単身赴任者 等
- 不要 ●入院・入所中 ●基礎疾患で治療中の医療機関で接種する場合 等

接種券(クーポン券)について

住民票所在地の市町から接種対象者本人へ順次「接種券(クーポン券)」が郵送されます。接種を希望する場合、事前予約の上、この券と本人確認書類を医療機関等へ持参する必要があります。↑接種券イメージ



高齢者への接種券配布

高齢者への接種

高齢者以外の方への接種券配布

基礎疾患を有する方(高齢者以外)、高齢者施設等の従事者への接種

上記以外の方への接種

接種費用

全額公費で接種を行うため無料です。

接種後の健康被害救済制度

接種後に副反応による健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

県の公式SNSも活用ください



栃木県新型コロナ対策
パーソナルサポート



栃木県
LINE



栃木県
Twitter